

内閣参質二一七第一七号

令和七年二月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出大阪・関西万博の電子チケット購入により第三者に個人情報が提供される場合があることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出大阪・関西万博の電子チケット購入により第三者に個人情報提供される場合があることに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「コンビニエンスストアや旅行代理店で紙のチケットを購入した場合」には、お尋ねの「万博IDを取得せずに入場すること」が可能である。

二及び四について

御指摘の「十分に周知」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）の運営において御指摘の「個人情報」の利用目的や範囲が分かりやすく示されることは重要であると認識しており、博覧会の入場券の販売の際に、御指摘の点を含め、「個人情報」の取扱いが購入を希望する者にとって分かりやすいものとなるよう、公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）において、御指摘の「告知」及び「周知」に努めているものと承知している。なお、博覧会協会において御指摘の「外国政府」に対して「個人情報」を提供することについては、現時点において、個別具体的に予定しているものはないと承知している。

三及び五について

お尋ねの「電子チケット」を購入した者が「第三者への個人情報の提供を拒めるのか」及び「その手続方法」については、個別の状況により様々であるため、一概にお答えすることは困難である。

また、博覧会協会においては、原則として、「「個人情報の第三者への提供」と「個人情報保護方針」を分けて同意を求める」こととしているものと承知しているものの、博覧会協会として取得する御指摘の「個人情報」は「第三者への提供」の対象となり得るため、「「個人情報の第三者への提供」に同意しない場合」には、一について述べた方法により「万博IDを取得せずに入場すること」が可能であることから、当該方法による入場を推奨したいと考えている。

六について

二及び四について述べたとおり、博覧会協会において御指摘の「外国政府」に対して「個人情報」を提供することについては、現時点において、個別具体的に予定しているものはないと承知しており、このことを前提としたお尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。